

新型コロナウイルス感染症対策資金の融資限度額の拡大について

ポストコロナへの段階的移行を図る観点から、事業再構築などの前向きな取り組みに対する資金需要に応えるため、国では、伴走支援型特別保証の保証限度額の引き上げを決定しました。

については、県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策資金（Gタイプ）」の融資限度額を以下のとおり引き上げます。

1 融資限度額

現行 6,000万円 → **拡大後 1億円**

2 適用日

令和4年10月1日（土）保証申込受付分から適用

3 参考（新型コロナウイルス感染症対策資金（Gタイプ）の概要）

- ・ 融資限度額：1億円（今回拡大後）
- ・ 融資期間：運転資金・設備資金 10年以内（うち据置期間5年以内）
- ・ 融資利率：年1.1%以内
- ・ 対象：売上減少要件に該当し、かつ経営行動計画書を作成し、金融機関の伴走支援により経営改善等を目指す者
- ・ 申込先：県内に本店・支店がある銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の融資窓口
- ・ 備考：保証料率等に応じ必要な信用保証料の約40%から約75%を国が補助